



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目次

県外導入牛検査でヨーネ病侵入をシャットアウト!	1
期限厳守! 今年も定期報告書の提出をお願いします	2
平成29年度 養豚農場巡回調査より	3
黒毛和種の生産性向上のため、分娩間隔を短縮させましょう!	4

県外導入牛検査でヨーネ病侵入をシャットアウト!



管内の本病の農場発生は、平成22年以降無く最も清浄度が高い地域です。そのため、農場への侵入防止が最も重要です。毎年、岩手県では、千頭程度の導入牛の検査を行い、患畜や感染が疑われる遺伝子陽性（定性陽性）牛が少なからず摘発されており、ヨーネ病の侵入を未然に防止しています。（下表）

検査費用の負担は、不要ですので、牛を県外から導入する際は必ず検査をしましょう。

また、導入牛検査をする場合、検査結果が出るまでは既存の飼養牛と接触させないように隔離して飼養しましょう。隔離状態での摘発であれば、発生農場の扱いにはなりません。

○県外導入牛検査状況

区分	地域	H25	H26	H27	H28	H29*
検査頭数	県	1,099	1,103	912	947	1,104
	県北	696	648	355	455	407
患畜 ¹⁾	県	4	1	2	1	1
	県北	4	1	0	0	1
定性陽性牛 ²⁾	県	0	4	2	4	8
	県北	0	3	1	2	3

※平成29年度は1月時点。

1) 患畜：ヨーネ菌遺伝子量 0.001pg/2.5μl以上

2) 定性陽性牛：患畜基準以下の遺伝子が検出された牛

○導入牛がヨーネ病と診断された場合は？

家畜伝染病予防法等に基づき、①患畜の隔離、②法令殺、③消毒、④同居牛検査の4つの防疫措置を行います。

法令殺は、診断から2週間以内に行い、患畜手当金（評価額の4/5、評価額上限95万円）が交付されます。その後、患畜の飼養場所の消毒を実施します。

導入牛が適正に隔離されていた場合は、同居牛の検査は実施しません。

感染が疑われる定性陽性牛と診断された牛は、法令殺の対象とはなりません。自主的にとう汰する場合、とう汰奨励金（評価額の9/10、評価上限は患畜と同じ）の助成制度があります。

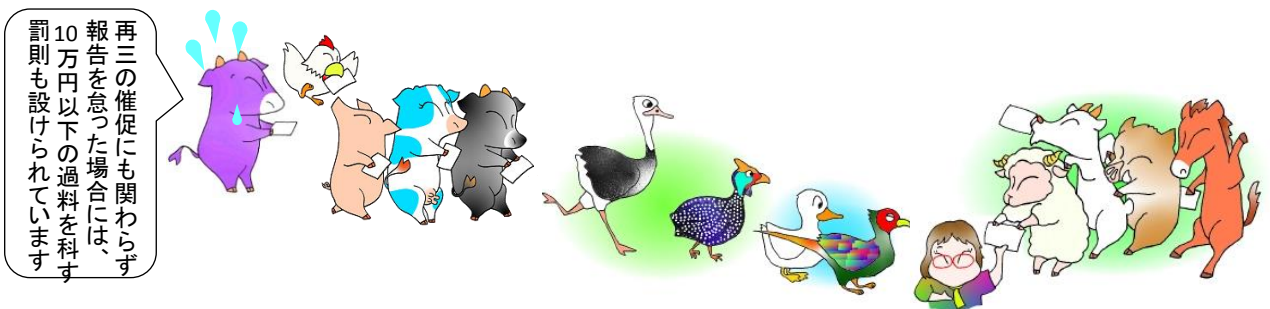
【期限厳守！】今年も定期報告書の提出をお願いします

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法により『飼養衛生管理基準の遵守』及び『定期の報告』（定期報告書の提出）が義務となっています。家畜伝染病の発生予防、発生時のまん延防止により、地域の主要産業である畜産を守るために取り組むものです。御理解と御協力をお願いいたします。

○提出が必要な動物は？

飼養頭羽数、飼養目的に関わらず報告が必要です。複数種類の家畜・家きんを飼養している場合、それぞれ提出が必要です。御注意ください。

区分	具体的な動物
家畜	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
家きん	鶏、あひる(マガモ、ガチョウ、アカモ、フソカモ)、うずら(ヨロヅル、ウズラ)、きじ(ヤドリ)、だちょう(イシ)、ほろほろ鳥、七面鳥



○管内の報告率は？

(%)

畜種	久慈市	洋野町	野田村	普代村	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町
牛	68	72	67	67	72	79	91	76
馬	60	50	100	-	0	71	-	50
鶏	100	100	100	100	100	100	100	100
豚	100	100	100	-	100	100	100	100

○報告書の提出先は？

家畜保健衛生所、市町村、農協の畜産担当窓口への持参、家畜保健衛生所へのFAXまたは郵送で提出が可能です。御不明な点は、岩手県北家畜保健衛生所までお問い合わせください（連絡先は本紙巻末に記載してあります）

○報告書の提出期限は？

区分	
家畜	平成30年2月1日 ~ 4月15日
家きん	平成30年2月1日 ~ 6月15日

定期報告提出、お忘れないようにお願いします。

平成29年度 養豚農場巡回調査より ～農場に病原体を持ち込まないために～



今年度、当所は、管内36農場を巡回し、飼養衛生管理状況の取り組み状況を確認しました。その中から、参考になった良い取り組み事例と、改善が必要と判断した事例をご紹介します。

是非、参考にして、地域の飼養衛生管理レベルを向上させましょう。

○ 優良事例

「病原体の持込防止」

- ・と畜場に入出入りする出荷用車両を、処理場、管理区域外、管理区域立入時に複数回消毒
- ・外国人研修生に対し管理区域内への私物持込を制限

「野生動物等からの病原体侵入防止」

- ・業者へ引き渡すまで、死体を保冷库あるいはドラム缶等で密閉保管

「衛生管理区域の衛生状態の確保」

- ・豚舎内に仕切りを設け、各部屋毎のオールイン・オールアウトと確実な洗浄・消毒・乾燥が可能に



↑ ロープで衛生管理区域を区分
← 農場入口にゲートを設置

△ 要改善事例

「衛生管理区域の設定」

- ・衛生管理区域との境界が不明瞭
→ポール、ロープ等でしっかり区分する。石灰による白線も一案

「野生動物等からの病原体侵入防止」

- ・農業用水等の未処理利用
→異物（野生動物の死骸等）が混入する可能性のある水は直接飲水利用しない。
飲水に利用する場合は消毒し、水質検査を実施



↑ 用水池に野生動物

「家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処」

- ・導入豚を既存豚群の間に配置
→導入豚は、飼養中の群と直接接触がないようしばらくは隔離飼養し、観察

「記録の作成及び保管」

- ・立入記録を管理者自ら手帳に記載・保管するだけで共有されていない
→立入者が限られている農場でも、記録の作成を

黒毛和種の生産性向上のため、 分娩間隔を短縮させましょう！



(県北畜産の産地づくり実践事業「増飼い実証試験」から)

分娩間隔の短縮には分娩前後の飼養管理が極めて重要ですが、その際の増飼い技術のポイントは以下のとおりです

分娩前後の栄養度（ボディコンディションスコア：BCS）の変動を4～6の範囲で少なく抑えましょう。

そのためには

- ・分娩前60日間は、配合飼料3kgを給与し、BCSの低い牛は更に増量しましょう。
- ・分娩後90日間（離乳まで）は、配合飼料4kgを給与しましょう

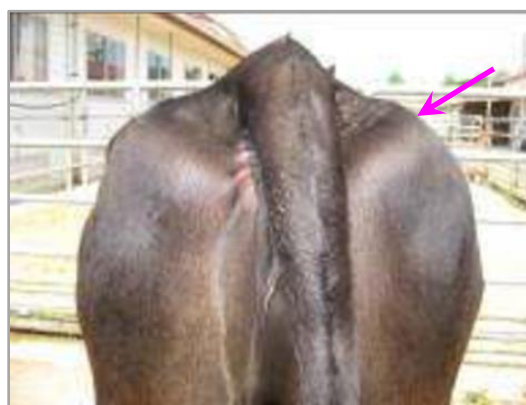
（試験概要）

県北広域振興局では、平成28年度より、管内の黒毛和種繁殖農家5戸（二戸2、久慈3）の協力を得て、15頭を対象に分娩前後の増飼い試験を実施しました。

（成績）

分娩前後、栄養度（BCS）が9段階のうち適正範囲の4～6で変動の少なかった12頭の発情回帰日数は平均46日でした。
一方、BCSが2まで低下し、痩せすぎた牛5頭の発情回帰は平均159日と大きく遅延しました。

《参考》 BCS5の牛
肋骨は全体に移行が滑らか。腰角はやや丸みを帯び、尾根は丸みを帯びる。



《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040